税のQ&A

再転相続…
配偶者の税額軽減は可能！？

税理士・CFP®　越　智　　浩

Q. 父の死亡後、遺産分割協議が整わないうちに母が死亡。

本年３月に父甲が死亡しました。相続人は、母乙、私Ａ及び妹Ｂの３人です。

自宅不動産は10年前、母乙にすべて生前贈与されており、遺産は預貯金や有価証券など約４億円です。遺産の分割については法定相続分通りになるように、母乙が約２億円を相続し、残りの２億円は私Ａと妹Ｂで２分の１ずつ相続（各１億円）すれば良いのではないかと相続人３人とも考えていました。ところが、本年８月、母乙が突然体調を崩し、急死しました。正式に遺産分割協議が整う前の出来事でした。

母乙の相続（以下、父甲の相続を『第一次相続』、母乙の相続を『第二次相続』という。）についての相続人は、私Ａと妹Ｂの２人です。妹Ｂと話し合った結果、第一次相続については、上記の内容を尊重して遺産分割し、相続税の申告をするつもりです。この場合、母乙が父甲から相続する財産と相続税について、『配偶者の税額軽減』制度の適用を受けることは可能でしょうか。

A. 配偶者に対する相続税額の軽減。

被相続人の配偶者が相続または遺贈により財産を取得した場合、相続税の総額のうち、①課税価格のうち配偶者の法定相続分相当額と②１億６千万円のいずれか多い金額と③配偶者が実際に取得した財産の価額とのいずれか低い金額に対応する税額を配偶者の相続税額から控除するというのが、『配偶者の税額軽減』制度である。この制度により、課税される遺産総額がどんなに多くなろうとも、被相続人の配偶者は、（配偶者の法定相続分までは）相続税を負担しなくて済むことになっている。

制度の趣旨として、配偶者の相続後の生活保障という意味合いが濃く、適用要件に相続（遺産分割）または遺贈により実際に財産を取得することが挙げられており、分割されていない遺産については適用しないことになっている（相続税法19条の２②）。従って、《設例》のように、遺産分割協議成立前に配偶者が死亡した場合には、遺産は未分割のままであるので、『配偶者の税額軽減』制度の適用を受けることはできない。いや、できないように思われる。

しかしながら、この制度のもう一つの趣旨として、配偶者への財産の移転はおおむね同一世代間の相続であり、早晩、次の相続が開始されることが予想されるので税額を軽減するという点があり、また、分割前と分割後に配偶者が死亡した場合の算出税額とを比較すると、あまりに不公平であることは否めない。そこで、救済措置として、第一次相続における相続人と第２次相続における相続人（《設例》では、私Ａと妹Ｂの２人。）により遺産分割協議を行い、第一次相続において配偶者が取得する財産を確定させて相続税の申告書を提出することにより、配偶者が分割により財産を取得したものとして取り扱われ、『配偶者の税額軽減』制度の適用を受けることができることになっている（相続税法基本通達19の２－５）。

ちなみに、この《設例》における配偶者の税額軽減額は、

相続税の総額92,200千　×　配偶者取得財産２億(＊)　/　課税価格4億　＝　46,100千

注（＊）①　法定相続分相当額　４億×1/2＝２億　＞　１億６千万　∴　２億

②　実際取得財産　２億　＝　①　　∴　２億

となり、大きな税額軽減額である。

高齢化社会進行中である。高齢の父の死を追うように、高齢の母が亡くなる。または、その逆のケースも…。現代社会では、相続人全員が集まる機会がなかなかもてないため、あるいは、相続人間の思惑の違いなどにより遺産分割協議は長引くことになる。が、しかし、未分割遺産のままでいることは、税法上、税額計算及び手続双方のデメリットが大きいと言わざるを得ない。